

令和5年度

第6回 佐々町農業委員会総会議事録

令和5年9月25日（月）

佐々町農業委員会

令和5年9月 第6回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和5年9月25日（月）午後1時00分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室

3. 開会 令和5年9月25日（月）午後1時00分

4. 出席委員 (16名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	7	荒木 武士 君
8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君	10	廣川 勝巳 君
11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君	推進委員	前川 義隆 君
推進委員	玉置 義則 君	推進委員	辻 正人 君	推進委員	筒井 浩一 君
推進委員	本山 元継 君				

5. 欠席委員 (2名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
6	濱野 卓也 君	13	坂本 真澄 君		

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	作永 善則 君	係長	鮎川 稔 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
9	松本 隆治 君	10	廣川 勝巳 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 令和5年度農業者年金加入推進特別研修会について

(4) 審議事項

議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

(4) 協議事項

○佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について（2件）

(5) その他

①農業委員会だよりについて

②10月定例会の日程について

③令和5年度「女性の新任委員初任者研修会」について

④その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第6回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、初めに、賣持会長から御挨拶をお願いします。

会長（賣持 雅祥君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

今月に入り、朝晩大変涼しくなってきまして、過ごしやすくなってきたかと思いますけども、これから本格的に稻の収穫が始まってくるんじゃないかなと思いますけど、町内を見て回りますと、結構色づきもよく、例年になく豊作なんじゃないかなというふうに自分では思っていますが、これから1ヶ月、何の被害もなく、実りの秋を迎えられますよう願っております。

また、委員の皆様におかれましては、農地パトロール、大変お疲れさまでした。毎年行っているおかげもありまして、スムーズにいった地区、大変日数がかかっている地区、あるかと思います。

また、新任の委員さんにおかれましては、初めての農地パトロールという業務で大変残暑厳しい炎天下の中していただきまして、本当にありがとうございました。

さて本日は、総会後の研修会というハードスケジュールな日程となっておりますが、皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいいたします。また、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席委員は11名です。濱野委員と坂本委員から欠席届の提出があつております。

最適化推進委員については全員出席です。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなつてありますので、議事の進行を賣持会長にお願いいたします。

会長（賣持 雅祥君） 議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）ありがとうございます。

これより議事に入ります。

日程2議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなつておりますので、9番、松本委員、10番、廣川委員を指名しますので、よろしくお願いいいたします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3報告事項に入ります。

報告第1号令和5年度農業者年金加入推進特別研修会について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、資料の1ページ、それから2ページ、3ページとなりますが、まず1ページを御覧ください。

令和5年度農業者年金加入推進特別研修会ということで、9月12日火曜日に佐世保市のレオプラザホテル佐世保で開催をされております。

本町からは、山下委員、濱野委員、藤永委員、事務局から私が参加いたしました。

内容につきましては、1ページに次第を載せておりますけれども、主に農業者年金の概要の説明と加入推進の事例報告、農業者年金を活用した老後設計という演題の講演がありました。

その講演は、経営主だけでなく配偶者も加入いたしまして、国民年金だけでは生活資金の不足が見込まれる老後に備えておくという内容でございました。

令和5年度の本町の推進目標につきましては、昨年度と同様1名となっております。できれば40歳未満の女性がなおいしいというところです。

研修会の説明や報告の中で再三言われておりましたが、加入するかは本人の判断になるんですけども、まずは農業者年金制度を知っていただくこと、加入された方に話を聞くと、もっと早く知りたかったという声が多くあるそうです。

まずは、加入推進委員さんを中心に、農業委員さん、推進委員さんの皆様のお力を借りて、いろいろな場面で、まだ加入されていない農家の皆さんに年金制度について、制度を周知していただければと思います。

事務局からの報告は、以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

それでは、出席をされた委員を代表されまして、山下委員のほうから報告をお願いいたします。3番。

3番（山下 夕見子君） 9月12日、事務局と濱野さん、藤永委員と私と、農業者年金加入推進特別研修会に行ってきました。

内容としては一部改正になったことと、あとは事例発表と講演がありました。

事例発表では、大谷さんじゃないんですけど、二刀流ということを言われて、旦那さんだけじゃなくて、奥様にも入ってもらうということでした。

私も早く教えてくれる人がいたら入ったと思います。皆さんもそういう人がおられまし

たら、事務局と私たち3人がおりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございました。

以上で、日程3報告事項を終わります。

次に、日程4審議事項に入ります。

議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、資料の4ページをお願いいたします。

議案第20号農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。令和5年9月25日提出。

土地の所在地になりますけれども、佐々町口石免字小ヶ倉〇〇〇〇、登記地目、現況地目ともに畠です。登記面積が561m²、譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇。職業が会社員です。譲渡人は住所は同じで〇〇〇〇、職業は無職です。

申請の理由なんですかとも、贈与により許可後に所有権移転となっております。

次に、5ページからが提出申請がありました書類等を付けているところですけれども、8ページをお願いいたします。

こちら8ページに位置図の航空写真をお付けしております、資料的には横向きに見ていただければと思います。

真ん中付近にある青く囲まれたところが、今回の申請地となります、こちらが左側に見えている少し住宅街が見えているんですけども、こちらが〇〇〇〇のほうになります。

場所といたしましては、口石の平田溜池のほうから真っすぐ上って行きまして、途中右に曲がれば木場のほうに行ける道があるんですけども、そこから曲がっていただいたところとなっております。この道を真っすぐ行くと木場の集会所のちょっと手前のところの町道に出る道になります。

9ページ以降が一般申請記載事項ということで、所有地もしくは借入地等の農地を書く欄になるんですけども、今回、保有されているのが、申請に上がっている農地1筆のみということで、ほかに借入れされているのもございません。

それから、資料10ページになりまして、今後の予定作付ということで、野菜を中心にしていくという内容となっております。

また、所有されている農機具等についても、耕運機であったり、草払機ということで、譲受人である〇〇〇〇さん、娘さんになるんですけども、娘さんもこういった機械等は使える方ということで、今後、野菜を作っていくということとなっております。

今回が親子間の所有権移転となるんですけども、この農地も含めて、ほかの全般的にも、お父さんから娘さんに相続といいますか、贈与をされているということで、今回この農地分については、農地法の絡みでこのように農業委員会に諮る必要があることから、申請を出していただいているところです。

説明につきましては、以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

この件に関しまして、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。ないようですので、それでは採決を行います。

議案第20号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので、承認することいたします。

次に、議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） では、続きまして、資料16ページをお願いいたします。

議案第21号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認です。

こちら、県知事許可分となっております。

まず、土地の所在地が佐々町野寄免字上木場〇〇〇〇、登記地目が畠、現況地目が休耕地、登記面積が1,520m²となっております。譲受人が〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、建設業の会社となります。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業は無職です。

転用の目的になりますけれども、建売住宅ということで、施設の概要は木造二階建てを6戸、面積でいきますと616.13m²となります。農地区分は3種です。

資料がちょっと進みまして、21ページをお願いいたします。

付近状況図をお付けしております、こちら佐々中学校の裏から上って行きまして、現在の〇〇〇〇が左手にあるんですけども、そこの少し手前の着色されたところが今回の申請地となっております。

22ページがさらに近くに寄せた図面となっておりまして、こちらに番号つきで矢印が書いてあるんですけども、これが次のページにあります現況写真の撮影方法を示したものとなっておりまして、この方向から撮られた写真が23ページ、24ページのものとなります。そして、25ページをお願いいたします。

25ページに計画平面図が載っているんですけども、こちらにありますとおり、全部で6戸の住宅が建つ予定となっております。

それから、次に、26ページに被害防除計画がございまして、中ごろのところに、農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置ということで、雨水排水につ

いては水路放流、汚水や生活雑俳については下水道接続となっておりまして、すみません、また25ページに戻っていただきましての図面になるんですけども、赤色で丸汚と書かれているのが、汚水、排水の経路図となっております。こちら経路図にありますとおり、それぞれ真ん中に位置指定道路が造られるんですけども、それぞれの敷地からその道路につながりまして、その道路が町道に敷設されいる下水道に接続される計画となっております。

A2、A5、A3、A4、A6の分については、後ろのほうにも道路があるんですけども、そちらに接続される予定となっております。

紫色で四角雨と書かれている、こちらが雨水の排水経路になるんですけども、こちらにつきましては記載のとおり集水ます等を利用して、その道路の側溝に放流されて、それがまた町道に放流されるという経路となっております。こちらが25ページを見ていただくとおり、このA4、A3の下のところ、水色で着色がされているところがあるんですけども、こちらが現在の道路幅が2m程度しかないということで、道路を拡幅する予定ともなっております。

27ページからが今回6戸あるんですけども、その6戸の造りが全て違うということで、それぞれの平面図と立面図を載せているんですけども、こちらにつきましては説明は省略をさせていただきます。

そして、最後に39ページになりますけども、今回、譲受人である〇〇〇〇が、今回、建売住宅を建築販売ということで、そういう業種、そういうことをなりわいとしている業者であるということの免許証のコピーをお付けしております。

説明につきましては、以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。5番。

5番（築城 武美君） この案件につきましては、21日の9時半に立会いをさせていただいておりますが、立会いに参加したのは筒井委員と寶持会長、それから5番の築城でございます。あと事務局から係長、それから、〇〇〇〇さんについては、今回ここの販売を担当する〇〇〇〇本部長が参加をされて、代理の発言をいただいております。

現場立会いの中で質問をしたのは、これは25ページの図面を見ていただきますと分かりますが、道路拡幅をして道路を広げる話、この上のほうに行きますと〇〇〇〇に突き当たります。あと20mから30mぐらいで突き当たる箇所になるんですが、この道路の所有をめぐっては、町に寄附をするのかという質問をしましたが、町は道路規格の6mを確保できていないので、寄附は受けられないという回答をしたそうでございます。結果的に

は、この道路は建築基準法上の道路としては基準を超えておるけれども、町の道路として認定するのは基準の中に収まっていないということから、町はこの土地を個人所有のまま、こここの道路に提供をいただくということになっておるようです。

それから、以前はこれは水路として下に田んぼがあったんですが、現在、これから下まで、いわゆる〇〇〇〇の横を通って、町道に接続する領域になるんですけども、大体200mぐらいあるんでしょうか。この水路が21cm幅と下のほうに行くと、新しく変えられたところが30cmという形になっておりまして、上流からどんどん直行で水が流れできますから、下に降りては中流となってあふれることが現在もしばしばございますが、それについては少し注意をしてくださいという話を差し上げまして、分かりましたという話になっております。

それから、この図面についての境界についていろいろお話をしましたが、まだこの図面の左側境界は、現在この図面で見るとのり下で境界、赤線があるみたいんですけども、これについては明確な境界確定ができていないということでした。再度ここは境界確定をして、図面を修正したいというお話があつております。

現状を見ると、下側が〇〇〇〇さん、亡くなられましたけど、〇〇〇〇さんのところのお家になるんですが、これはのり面の上に、〇〇〇〇さんのものであろう樹木が植栽されていまして、この上が境界ではないんですかという話は、第三者としてはそういう意見を申し上げておりますが、確実な立ち合いを近いうちにやるようになっているというお話でございました。

それから他の委員の質問については、右側の上にバツ印の擁壁の印がございますが、この土地との境界についてですね、境界というよりも造成工事が2メーター越してありますから、切り盛りがありますので、上の人の擁壁に寄り添って擁壁をさらに補強をして、迷惑のかからないようにしたいというお話がございました。そういうもろもろの問題について、町道の改良工事も含まれて、上の緑色のところですけども、これは町道の工作物を一部削ったりとか、そういう話がありますので、行政のほうとも確実なる協議を進めた上で進めてくださいという話を差し上げております。

以上6戸で、大体造成工事の工期は2か月くらいを見込まれておりますが、ここに6戸の建物が立つ。業者的にはここは〇〇〇〇というところで、ミニ開発を中心としてあちこちで登場することなんんですけども、今回さらに小浦地区では大きな、33戸ぐらいの開発を予定されている業者でもございますので、その辺を含めて、流末水の対処の仕方、このことについて十分検討をお願いしますよというお話をさせていただいております。

流域の流水計算についても、どこから両方の水路に落とすのか、計算した書類も提出お

願いしますという話を差し上げていますので、事務局のほうには既に提出があつたんじやないかなというふうに考えております。

一連の道路について、ミニ開発が上と下で始まるもんですから、土地がぽんと切れるとんですけども、そこで非常にミニ開発による弊害がいろいろあるよねという話は、業者には指摘をさせていただいておるところでございます。

以上、よろしく審議をお願いいたします。

以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございました。この件に関しまして何か御意見、御質問はありませんでしょうか。10番。

10番（廣川 勝巳君） ちょっと分からぬ素朴な質問なんですけれども、この場合、転用と譲渡と同時に進めるものか、転用した後に譲渡というような形になるものか。あくまでもこれ畠で、農業委員会としては多分これを畠じゃないということでした上で譲渡というふうになるのか、ちょっとそこら辺私は分からぬので教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（寶持 雅祥君） 係長。

事務局係長（鮎川 稔君） 今の御質問の件なんですけれども、こちら農地法5条が長崎県知事の許可の分になりますので、今回総会に諮りまして、総会で出た意見というのを付けて、県に書類が行きます。それで県のほうで許可するか審議されるんですけれども、それで許可となつた場合、県から許可書というのが届きますので、それを受けて所有権移転と地目変更という処理が先方のほうでなされる形となります。

10番（廣川 勝巳君） はい、わかりました。

議長（寶持 雅祥君） 5番。

5番（築城 武美君） 現場立ち会いのときにも、工期が2か月後に造成地が出来上がって、1,500m²がそれぞれの形として出来上りますよね、というお話をさせていただきました。登記については確定測量の後、まず個人売買をするために、6筆、ないしは道路をわけたりいろいろしますから、何筆かに分かれるんでしょうが、確定登記をして、売る面積が確定しますよね、という話をしまして、その要領等おつくりになるんですよね、と言つたら、はい、わかりました、そういうことです、というお話がございました。それから、この25ページの図面を下からぱっと見たときに、左側に赤い線がずっと上のほうにございますよね。そうすると擁壁との間があり、白地ができてきているんでしょう。その土地についてはどうするのという話を確認しましたら、○○○○の名義でこの部分は所有することになるでしょうという話で、それは、この造成工事が終わった後の確定測量後、

そういう土地に、こういう道路をつくって、道路はこの5人の共有で登記をしたいと。要するに通行権の関係がございますので、そういうお話がございました。それで、それはこの造成工事が終わった後の確定測量後、所有物登記をして、この個人販売という形になるというお話でございました。

以上です。

議長（寶持 雅祥君） 2、ありがとうございます。ほかに何か御意見、御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）それでは採決を行います。議案第21号について、転用やむなしと思われる方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、転用やむなしということで、県に進達いたします。

次に、議案第22号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、続きまして、資料の40ページからとなります。議案第22号、農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請書についてです。こちらも長崎県知事許可分となります。

所在地ですが、佐々町小浦面字宮ノ前〇〇〇〇、登記地目が畠、現況地目が休耕地、登記面積が459m²です。

譲受人につきましては、〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇。こちらも建設業、宅建業の法人となります。

譲渡人につきましては、まず〇〇〇〇なんですかけれども、〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業は会社員です。

それから、土地があと2筆ございまして、佐々町小浦免字宮ノ前〇〇〇〇、佐々町小浦免字宮ノ前〇〇〇〇、こちらは共に、登記地目が畠、現況地目は休耕地となっております。

〇〇〇〇の面積が256m²、〇〇〇〇の面積が213m²となっております。こちら譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業が僧侶となっております。転用目的につきましては、こちらも建売り住宅、施設の概要といいたしましては、木造の2階建て5棟となっておりまして、建築に係る面積が264.95m²となっております。農地区分は3種です。

では、中身について説明をさせていただきます。資料の49ページをお願いいたします。こちらが赤く囲まれたところが今回の申請が上がっている農地の枠の部分を囲んでいるものになりますが、この右上の切れている道路があるんですけれども、こちらが口石にあります旧の〇〇〇〇のほうから西九州道の高架下をくぐって、そこから坂道を上がって、逆に下っているところの中腹の部分となります。

そして、51ページに現況写真を載せておりまして、こちらがちょっと説明が前後して

しまうんですけども、今回の申請に上がっている3筆と別に、併用地ということで、今 の地目としては雑種地になっているところを使っての雑種地が3筆ほどあるんですけども、なので合計6筆分の土地を使っての造成の計画となっております。

資料の53ページをお願いいたします。上のほうにありますオレンジ色に塗られているところが、前面の道路になりまして、そこからこちらにつきましても、まず侵入路の道路 が通って、その脇に全部で5軒の家を建築、販売予定ということでなっております。

こちらも次のページに被害防災計画をつけておりまして、そちらにも書いてあるんですけども、雨水については、自然水路放流、汚水それから生活雑配水については下水道接続ということで、この53ページの図面でいきますと、赤色で書かれているのが雨水の排 水経路となっております。これも各住宅から出てきているところは、この2項道路に落と されまして、この2項道路こちらが道路側が高くて、一番左側の宅地にあるところが、結 構片方に高低差がございまして、今回の申請の分につきましては全て道路に出た分が、こ の青色点線で囲まれているのが暗渠になるんですけども、暗渠のほうに全て片方分が 全部流れ、今、既設されている水路に放流をされるということになっております。それ から汚水、生活雑排水が緑色での配管経路になるんですけども、こちらも各宅地から、 まず道路に下水道管が付設されまして、そしてその下水道管も現在、既設の下水管に接続 されまして、放流されるということで、先ほどの21号の分は、表の前面道路と後ろに勾 配の関係で少しほつかれるという話があったんですけども、今回につきましては全て、この 1点のほうに全て落とされるという、流れていくということになります。

今回、こちらにつきましては55ページに造成の計画図ということで、緑色で塗られて いるところが盛土されるところ、黄色でされているところが切土になるところといふこと で、この図面上でいけば、右下の一番高くなっているところの土地を切って、左側のほう に土を持っていくという計画となっております。56ページが造成の横断図といいまして、 横から見た図面になります。

それから、58ページからについては、建設される建物の平面図と立面図をつけており ますが、今回のこの計画については、5個とも全て同じ造りの住宅ということで、1戸の 分だけをお付けしております。

それから最後に60ページになるんですけども、こちらも同じく宅地建物取引業者の 免許証ということで、建売りを建築販売することができる業者ということでの証明書とい ふことで、免許証をお付けしております。

説明については以上になります。

議長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

それでは地元委員の説明をお願いいたします。9番。

9番（松本 隆治君） この件につきまして御報告申し上げます。9月22日金曜日午前11時に、業者さんの〇〇〇〇さんからは〇〇〇〇さん、それとその関係者の方、本委員会からは寶持会長さんと玉置推進員さん、それと私、松本と事務局からは鮎川係長の6人で現場立会いを行わせていただきました。

業者さんからのお話では、先ほどもお話がありましたが、この造成工事は切土と盛土で、その敷地内の土をほぼ使って行うということでございました。質問もその時点ででたんですが、かなり高低差が上から下まで5棟の中であるということで、53ページの図面を見ていただいたら分かるのですが、オレンジ色の道から入りまして、5棟ありますその一番下の建つ予定の家は、駐車場が手前にあって、階段を下りて自宅に入ると。この上と下で結構高低差がありますし、土砂に対する対策はどうなるのかという御意見もあったんですが、土砂が流れたりとかそういうことがないように、のり面、のり尻をしっかりと流動対策をすること、それから場所によっては、擁壁を立てて土止めをするということございました。また、雨水につきましては、面積に対しての流量計算を出して、それに基づき排水路を造るということでございました。補足になりますが、この事業に関して、隣接する地権者の方、住民の方には事前に事業の説明をしているということでございました。一応、このオレンジ色の道路から入りまして、下までの高低差がありますので、雨量に対する、今、ゲリラ豪雨とかありますけれども、それがちょっと懸念はされるのですが、〇〇〇〇地区、〇〇〇〇地区からの水が合流するところにでもなりますので、そこを法律に則った用水路を造るということでございましたので、そういう状況がありました。

以上、報告を終わります。御審議のほどをよろしくお願ひいたします。

議長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして、何か御意見、ご質問はありますでしょうか。（「なし」の声あり）ないようですので、それでは採決を行います。議案第22号につきまして、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、転用やむなしということで、県に進達いたします。

以上で日程4、審議事項を終わります。

次に、日程5、協議事項に入ります。

佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取についてですが、2件ございます。

1件ずつ確認をして、意見を伺い、回答することにいたします。

まず1件目から事務局の説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） では、資料の61ページからになります。よろしくお願ひします。

農業振興地域に関する法律第13条第1項の規定に基づき、佐々農業振興地域整備計画を変更したいので、同法施行令第3条第1項の規定に基づき、貴職の意見を伺いますということで、佐々町長のほうから農業委員会の会長名で意見聴取の文書が届いております。

63ページからが除外申請に係る申請書になるのですけれども、1番の変更理由ですが、一般国道497号松浦佐々道路工事事業に伴い、移転の必要がある墓地の移転先とするためとなっております。

土地の所在地なんですけれども、2筆ございまして、まず1つ目が大茂免字牟田〇〇〇〇、地目が畠、面積が170m²、変更用途区分が雑種地に変更したいということになつております。

2つ目が大茂免字牟田〇〇〇〇、地目が畠、面積が33m²、変更用途区分が墓地となります。

65ページが、今回一般国道497号ということで、西九州自動車道の今は佐々インターまでなんですけれどもそこから先の計画図がありまして、中頃の下のところの赤く塗られているところが今回の申請地になります。66ページに航空写真をおつけしております。こちらも横向きで見ていただければと思うんですけれども、今、右側に走っているところが、県道の志方江迎線になりまして、青く囲まれているところ、ここが今回の申請になります。上のほうが、これはもともと〇〇〇〇ということで、1筆だったんですけれども、今は分筆登記が済んでおりまして、上のほうが〇〇〇〇、そして、ちょっと横線を引いているんですけれども、そこで区切って、下のほうが〇〇〇〇となっております。

補足なんですけれども、その下の〇〇〇〇のところにあるお宅が、今回申請者の方の今のお宅になるんですけども、この航空写真では、進入路、道までの入り口のところを載せていないんですけども、もっと手前の県道から左に入って行ったところがこの申請者宅、もしくは今回の申請地のほうに通ることとなります。

それと、68ページが拡大をしているんですけども、〇〇〇〇の、今回墓地ということでお墓が建てられるんですけども、お墓を建てる位置図となっております。

それから、71ページ、72ページが、そのお墓についての平面図と立面図となっております。

73ページに、被害防除計画書をお付けしておりますが、今回については墓地が建てられるのが一番の目的ということで、造成計画については現状のまま利用をされるということです。それから付近の近傍農地なんですけれども、全て申請者の方の自己所有のために、影響を及ぼす恐れはないということで、排水計画も自然流化となっております。

そして、74ページにはこの土地の選定に係る調書ということで、ほかの土地も検討し

たけれども、結果そこが駄目だったので、今回この農地を墓地としたいということでの調書になっております。今回、農業振興地域の計画変更になりますので、これで農業委員会の意見を出しまして、農林水産課が担当部署になるんすけれども、農林水産課が県とのやり取りをいたしまして、最終的に変更が認められた後に、今度は畠から雑種地であつたり、墓地に対しての農地転用の申請が出てくる流れとなります。なので、その際には、また同じような内容にはなるんすけれども御審議いただくこととなります。

1件目については、説明は以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。5番。

5番（築城 武美君） 五役会の議論について、合同だったかお尋ねしたいんですが、この西九州自動車道の志方工区については、県の事業で進めるんですか。1つは、墓地については、墓地埋葬等に関する法律というのがございまして、どこにでも勝手に造ることができない状況になっていまして、その申請窓口は町なんですね。それで、環境のほうにそういう申出がありますか、確認をしておってくださいねというお話をしましたけれども、その辺は事務局、どうだったのでしょうか。まだ相談は行ってなかつたですか。

会長（寶持 雅祥君） 係長。

事務局係長（鮎川 稔君） 今の五役会で御指摘いただいた件なんですけれども、すみませんまだ確認が取れてないです。

5番（築城 武美君） 何が言いたいかというと、佐世保から佐々に至るまでは、現実的に国が工事を施行しているんですよね。それで、これから先について、先ほど県のほうがというお話があったので、県が窓口になっている話なのかどうかを確認したかったので確認したんですけども。志方から松浦までも国の事業だと思っているんですが、その辺は何か情報がございますか。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） 西九州自動車道については、すみません、恐らく言い間違いだと思います。国の事業であって、工事についてはネクスコって、昔、道路公団といったところの民営化した会社のほうが進めている形でございます。

5番（築城 武美君） それで、五役会のときにも申し上げましたけれども、〇〇〇〇さんは、たまたま地権者であって、その事業者の都合に基づいて、農振除外の申請を所有者がしなければいけないので、〇〇〇〇さん、あなたの名前で農業振興地域の農業地区除外申請書を出して下さいねという要望に基づいて出されている書類だというふうに思うがという話をしたと思うんですが、そういうことで、現実的にはこの除外申請が、事業者に代わつ

て本人が出るので、そして、今度は墓地の所有者がここを墓地としますという話を町に上げるんです。そうすると、それが認められるかどうかという審議が、今度は役場の事務所の中で、農業委員会を訪ねて、そこで話が進んでいって墓地が認定される。こういう形になりますので、そのところの手続上の前段として、こういう除外申請書が出てきておるということが裏にありますよねというふうに話をしたので、その裏を確認しておいてくださいねというのが五役会の中身の確認でございましたから、できたかなと思って言ったんですけど、まだ途中だということで。私からはそういう意見でございます。よろしくお願ひします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。ほかに何か御意見、御質問はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）ないようですので、委員会では本計画変更はやむを得ないという判断との回答をすることといたします。

それでは2件目、お願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） 続きまして、2件目になります。資料の75ページからになります。こちらの鑑文につきましては、先ほど1件目と同じものとなりますので、説明の省略をさせていただきまして、77ページをお願いいたします。こちらも除外申請の申請書になるんですけども、変更理由なんですかとも、今回、申請者の住宅を建築するためということで、この土地が実家所有の土地であり、本家、両親宅のすぐそばであるので当地を選定したこととなっております。

2番の土地の所在地なんですけれども、野寄免字上木場〇〇〇〇、地目が田、面積が444.18m²、変更用途区分が専用住宅敷地となっておりまして、資料の82ページをお願いいたします。真ん中の黄色く着色されたところが、今回の申請地になるんですけども、場所といたしましては、今回も佐々中学校の裏から野寄のほうに登っていったところの中腹のほうになるんですけども、先ほどの議案第21号で出たところよりも下のほうのところとなります。

資料が前後して申し訳ございません。79ページをお願いいたします。登記簿をおつけしているんですけども、下の権利部のところ、所有権、現在の所有者が〇〇〇〇さんとなっておりまして、今回の申請人の旦那さんのお父様になられます。その関係で、資料の81ページになるんですけども、今回その申請者と土地の所有者が違うということで、同意書を添付されています。〇〇〇〇さんの同意書です。そして、今回、土地の所有者と申請人が違う、相違しているというところで、五役会のほうで、この手続は適正なのかということで御質問がございまして、担当課に確認をしましたところ、今回、親子関係があるということと、こちらの同意書が提出されているということで、申請者が息子さん夫婦

なんですけれども、この息子さん夫婦が申請人となっても、今回は適正であるということの確認は取っております。

次に、資料の 84 ページをお願いします。航空写真をおつけしておりますが、この青く縁取られた部分が、実際の〇〇〇〇の土地になるんですけども、さらにここから黄色く斜線が入っている部分、こちらが今回申請をする部分となります。実際、今回除外申請するところと、残地につきましては、高低差がありまして、85 ページを見ていただきたいんですけども、写真が4枚ありますので、右の写真のほうが分かりやすいんですけども、上の赤く囲まれているところ、黄色で〇〇〇〇と書かれたところが、今回の除外申請。それから下の白で〇〇〇〇とありますけれども、こちらも同じ〇〇〇〇という1筆なんですけれども、今回除外をするのは、上の段だけということになっておりますので、実際に登記簿等を見たところ、面積については相違が出ているというのは、そういうことになります。

それから、86 ページが実際の計画ということで、申請建物の建つ位置であったりですか、それから被害防除計画、建物の平面図、立面図等を、その後ろにつけておりますが、こちらにつきましては、先ほど1件目でもありましたとおり、この除外申請が許可された後に農地転用が出てきますので、その折に説明をさせていただきたいと思いますので、今回説明は省略をさせていただきます。

最後になりますけれども、90 ページに土地の選定に関する調書ということで、先ほどと同じ、ほかの土地も検討したけれども、結果この土地になったとの調書をおつけしております。

説明につきましては以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして、何か御質問、御意見はありませんでしょうか。5番。

5番（築城 武美君） 農振除外申請については、今回はこの1筆の部分の一部分を囲んで、除外申請が出されている話ですね。そのときに農振除外については、その分筆登記は認めていないという解釈でよろしいですか。そうすると、農転申請に出てくる段階では、当然、除外申請された土地のみが対象となりますから、必ず分筆が出てきとかんといかんと思っておりますから、そのところは農転申請をする段階では注意をして、ちゃんと分筆をして、その分の農転申請なのかどうかを確認する必要があるのではないかと思っておりますから、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） 内容でいきますと、5番委員さんの言われたとおりになりますので、現時点での測量をした段階での面積というのを、今回、除外申請の中で受付をさせていただいております。経過としては、705m²のうちの444.18m²分を除外するということでの手続となっております。よろしくお願ひします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。ほかに何か御意見、御質問はありませんでしょうか。——ないようですので、本委員会では、本計画変更はやむを得ないと判断するとの回答いたします。

以上で、日程5、協議事項を終わります。

次に、日程6、その他に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） すみません。では、事務局のほうからは3点御説明をさせていただきます。

まず1点目、農業委員会だよりについてですが、資料には特段何も載せておりません。今日お配りしました分のこちらを御覧ください。

毎年、農業委員会だよりという広報紙を作成しております、前回は今年1月に発行をしたところです。今年度につきましても、令和6年1月をめどに発行をしたいと考えております。

広報紙の発行に当たって、編集委員というのを決めているんですけども、こちらは取決めによって、編集委員は五役会の皆さんになっていただくこととなっておりまして、その旨、五役会のほうでも確認をして、五役会の皆さんの了承を得たところです。

広報紙の内容につきましては、今後、事務局のほうと編集委員のほうで構成等を考えていきたいと思っているんですけども、前回の農業委員会だよりを見ていたら、最初に御挨拶ということで、農業委員会の会長、それから佐々町長、佐々町議会議長から御挨拶がありまして、あと4ページのほうに、農業委員会の事業実績ということで、農地の移動状況とかを載せております。

それから、5ページの農地中間管理事業や農業者年金の加入のことですか、あと一番最後、裏面になるんですけども、全国農業新聞などについては引き続き掲載をしていきたいと思います。

こちら表紙を含めて、それ以外の部分について、記事の内容を考えていくんですけども、五役会の編集委員以外の皆様にも、こういうことを周知したほうがいいんじゃないとか、載せたほうがいいんじゃないかというような御意見がございましたら、この場でなくても結構ですので、御意見をいただければと思います。

少し参考なんですけれども、前回も3ページのほうに相続登記の申請が義務化されるという記事を載せてはいるんですけども、こちらをもうちょっと目立たせる形で、もうちょっと皆さんに読んでいただけ、見ていただけのような内容構成でしてはどうかという意見も出たところなのでそうしたいとは思うんですけども、それ以外について御意見があれば、よろしくお願ひいたします。

続きまして、10月の定例会の日程についてです。

五役会を10月19日木曜日の午後1時30分から。場所が2階の会議室。

そして、総会なんですけれども、日にちが10月25日水曜日なんですけれども、時間が、すみません、朝の10時から。場所は役場3階第2会議室、この会場です。

今回、ほかの部署の会議などで会議室がもう抑えられている関係で、午前中しか空いていなくて、そのことで五役会でも協議をしていただいたんですけども、どうしても申請書類の受付と、4条、5条の申請とか、県に意見書とかを進達しなければいけないんですけども、そういうスケジュールを考えると、どうしても25日か26日の2日間ぐらいが結構ぎりぎりでして、26日は会議室が抑えられていたということもあって、25日の午前中開催ということで、五役会で協議いただきまして、もうそれはやむを得ないんじゃないかということで、10月については午前中開催をさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

次に、3点目の令和5年度「女性の新任初任者研修会」についてなんですけれども、こちら資料が91ページになります。

こちら、ながさき農業委員会女性ネットワーク、それから、一般社団法人長崎県農業会議から、連名で案内が届いております。表題には、「女性の」というのが入っているんですけども、93ページに開催要領をおつけしておりますが、1番の趣旨にあるんですけども、3行目の中頃からなんですけれども、女性委員の活動事例、女性協議会の担ってきた役割等を伝える機会を設けたいということで、女性に限らずとも、全委員の方への案内をお願いしております。

日にちのほうが10月11日水曜日、時間が午後2時からということで、これがオンライン開催になるんですけども、参加する方法が長崎市の会場に行ってのオンライン参加か、役場に集合してのオンライン参加か、もしくは御自宅からのオンライン参加ということで、3パターンあるんですけども、参加者がおられる場合は、役場の会議室を準備するように考えております。

これが92ページにあるんですけども、参加報告が10月2日月曜日までとなっておりますので、急で申し訳ないんですけども、参加を希望される委員さんは、本日中に私

のほうまで伝えていただければと考えております。

事務局からは以上となります。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。

ほかに皆様のほうから何かございませんでしょうか。はい、5番。

5番（築城 武美君） 先ほど農業委員会だよりの話があつて、五役会の方に編集委員をという確認ができたわけですが、原稿の話について事務局が触れませんでしたので、今回は御挨拶という1ページの次に、新しい新人の方が7名いらっしゃるんですよ。今まででは3年任期の最初の年の農業委員会だよりは必ず紹介をさせていただいている話があります。

そこで今回は、新しい新人の方については原稿を出していただくことになるということをお願いしたいというふうに思っております。

今から3年前のこの委員会だよりを見ると、新しくなられた委員さんは必ず、私はこういう抱負を持っておりますとか、こういうふうに頑張りますとかいうふうに書いて御提出、この委員会だよりに載せてありましたので、今回もそういうパターンになるんだろうというふうに編集委員会では思っておりますから、新人の方については、そういう原稿の準備をお願いしたいというのがお願いでございます。よろしくお願ひします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。11番。

11番（池田 晴良君） 全員、全員ですよね。

5番（築城 武美君） 全員じゃないです。新しい方。

11番（池田 晴良君） 3年前はどうでしたか。（私語あり）係長。

事務局係長（鮎川 稔君） すみません。ちょっと3年前の記事の確認はできていないんですけども、まず新しい委員さんたちということで、皆様の顔写真は載せたいと思います。あと、今、5番委員さんが言われた一言というところなんですかけれども、それが新人の方だけか全員かというのは確認をして、記事作成までのスケジュールもありますので、次回の総会のときに、依頼と、そういったスケジュール関係のことの報告をさせていただきたいと思います。

会長（寶持 雅祥君） それではよろしくお願ひいたします。

ほかに皆様のほうから何かございませんでしょうか。8番。

8番（北川 英明君） すみませんけど、先ほど農業だよりの中で登記の関係ですね。あれを割と詳しく書いたほうがいいんじやなかろうかねと思っております。中には、じいちゃんのおらっさんで、その名義になつとる土地がたくさんあるという方が大分いまして、どがんすればよかつちゃろうかという意見も、私、聞きまして、こうですよとひとと言つたんですけども。私の場合は昨年息子と2人で、パソコンで一生懸命出して、おやじの名前やつ

たけんか、もうすぐに。うちのとは、もう2人やったもんけんが、印鑑ばもらうだけで、もう済んだもんけん、できましたけども。じいちゃんとか、その前の人人がおらっさんで、どがんすればよかつちやろうかという意見がちょこちょこ聞くんですよね。だからそういうとを分かりやすく、書いてもらえばいいんじやなかろうかねと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

会長（寶持 雅祥君）係長。

事務局係長（鮎川 稔君）すみません、今の御意見等もいただいたということで、ちょっと書き方とかについては、編集委員さんのほうにも見ていただきながら決めていきたいと思います。ありがとうございます。

会長（寶持 雅祥君）11番。

11番（池田 晴良君）関連になりますけど、この前、農地パトロールをしたわけですけども、9月にね、そのときに地域の人から、ちょっとパトロールで見てくれんですかということで依頼を受けて見に行つたわけです。その依頼者が言うには、自分はもう親が死んで、3年前か、自分の名前になっていましたということを言われたんで、この農業委員会の名簿、農地パトロールの台帳ですね。あれの所有者の名義がその人の名前になつたからと言われて見たんですけども、古いままだったんですね。だからパトロールのとき、よう調べ切らんやつたわけです。違った場所を見に行つたりしてね、後日改めてまた見に行つたわけです。そういうこともあって、最新の台帳に見直しされよるんですか、死んだ人の名前になつて。農業委員会の資料。どうなんですかね。

会長（寶持 雅祥君）係長。

事務局係長（鮎川 稔君）まず、年に1回、税財政課のほうから土地の農地に関する分の情報というのはいただいて、それはシステムに反映させるという作業は行っております。ただ、例えば、すみません。今回の事例とはちょっと違うかもしれないんですけども、登記所で手続をされてまだ間もないときとか、まだ役場のほうに情報が来てない場合であれば、それはもちろん反映されませんということもありますし、あと、その農地パトロールのために作っている、今回皆様にお配りした資料なんですけれども、あちらはエクセルで管理しているデータになりますので、そことの照合が完璧にできているのかといいますと、漏れている部分もあるということは確認をしておりますので、今後は、できれば、そういうのがないようにしたいと思うんですけども、今回までは、そういったところでちゃんと確認ができていなかった部分もあるということは認識しております。申し訳ございません。

事務局長（作永 善則君）ちょっと補足になるんですけど、税務課のほうにデータの照会、所有権の照会をさせてもらって、農業委員会のほうにもらった部分を置き換えていく形に

はなるんですけど、その際に、税務課の署名の分があくまで固定資産税ということもあって、1月1日現在での所有者名義という形での調査になってきますので、1月1日以降の部分の移動があった部分は、申し訳ないんですけど、対応できてない形にはなると思います。

会長（寶持 雅祥君） 19番。いいですか。

暫時休憩します。

（休憩 午後 14時 23分）

（会議再開 午後 14時 37分）

会長（寶持 雅祥君） 会を再開いたします。

以上で、日程は全て終了いたしました。会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

（閉会 午後 14時 40分）

上記のとおり相違ありません

会長

齋藤雅祥

会議録署名委員

松本隆治

会議録署名委員

鷹川勝己